

令和 8 年度日田市地域おこし協力隊員募集要項

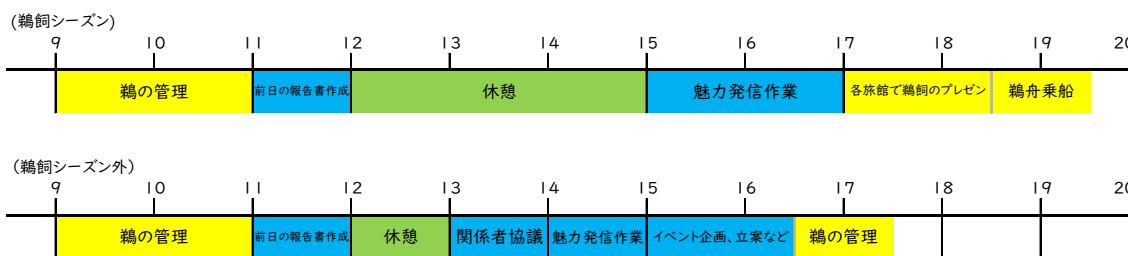
- 「日田の鶺鴒」を中心とした隈エリアの魅力発信、地域力向上を担う人材を募集します

1 活動概要

- ・ 大分県無形民俗文化財に指定されている「日田の鶺鴒」を支える鶺鴒匠や棹差しの後継者不在という深刻な課題の解決と、「水郷ひた」をイメージさせる隈エリアの地域力向上を目的に活動を行います。
- ・ 実際に鶺鴒の管理や鶺鴒に携わりながら、鶺鴒の魅力発信や普及啓発を市内外で行うとともに、観光協会や旅館組合、鶺鴒保存会などの関係団体と連携し、課題の抽出や対策の提案などを行います。
- ・ 月例ミーティングや総務省及び大分県主催の地域おこし協力隊に係る研修会への参加、活動の計画書や報告書等の書類作成を行います。

1年目	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊に係る研修への参加 ・鶺鴒保存会、観光協会、旅館組合等との交流 ・鶺鴒の管理を通じて鶺鴒への理解を深めるなど ・屋形船出船前に「日田の鶺鴒」に関する説明
2年目	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントでの鶺鴒実演や隈エリアのプレゼン ・SNS等を活用した鶺鴒や隈エリアの魅力発信・普及啓発活動の本格化など
3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・鶺鴒保存会、観光協会、旅館組合等と連携し、「日田の鶺鴒」の魅力向上に向けた提案・実行 ・隈エリアでのイベント企画、立案など

【活動イメージ】 ※イメージのため、実際とは異なります。



魅力発信作業…単にSNS等に写真を載せるだけではなく、その為の材料として、

隈町の散策、鶺鴒舟に乗って川からの景色を見る、隈エリアの歴史を知るなど多様な取り組みが考えられます。

2 任期終了後の展望

協力隊としての任期終了後は、観光協会の職員として、隈地区のエリアマネジメントや、文化財を活用した観光誘客の取組に携わっていただくことを期待しています。また、引き続き、鶺の管理など「日田の鶺飼」に関する取り組みを継続していただきたいと考えています。

3 応募要件

次の全ての項目に該当する人で、日田市地域おこし協力隊設置要綱で定める解職事由に当たらないことが見込める人

- (1) 鶺に直接関わるため、生き物への興味・理解がある人
- (2) 年齢制限はありませんが、在学者ではない人
- (3) 3大都市をはじめとする都市地域等に生活の拠点があり、活動期間中、日田市に住民票を異動することができる人

※詳しい対象地域については、総務省「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」でご確認ください。

- (4) 心身がともに健康で、かつ、誠実に協力隊の活動に取り組める人
- (5) パソコンの一般的な操作（ワード・エクセル・パワーポイント、電子メール・SNS 等）ができる人
- (6) 普通自動車免許及び活動に使用できる車両を持ち、実際の運転経験が1年以上ある人
- (7) 任期満了後、日田市において起業・定住に意欲がある人
- (8) 活動内容について、市民への周知に協力できる人（ホームページや SNS 等を活用）

4 募集人数

1人

5 勤務地

大分県日田市

※デスクワーク等の拠点は日田市観光協会内となりますが、活動は日田市隈町を中心とし、必要に応じて指定した場所で行ってまいります。

6 勤務時間

- (1) 1か月当たり 150 時間
- (2) 1日の勤務時間の目安:7時間 30 分
- (3) 週の勤務時間の目安:7時間 30 分×5 日=37.5 時間

※1か月当たりの活動時間が150時間を超えた場合は、翌月以降に振り替えて調整します。

7 勤務条件等

(1) 雇用形態

日田市長が地域おこし協力隊として委嘱します(日田市との雇用契約はありません)。

※市職員として採用するものではありません。

(2) 活動期間

初年度は委嘱した日から令和9年3月31日までとします。ただし、委嘱した日から最長で3年まで延長することができます。

8 報償、待遇等

(1) 報償

月額192,000円(賞与、退職金はありません)

※1か月当たりの活動時間が150時間に満たない場合は、1時間当たり1,280円を減額します。

(2) 住居

住居を借りる場合には、賃借料を予算の範囲内で市が負担します(転居にかかる費用、光熱水費、自治会費等は全額本人負担とします)。

(3) 活動車両

車両に係る経費は、予算の範囲内で市が負担します。

(4) 保険・年金

社会保険や雇用保険には加入しません。各自で国民健康保険、国民年金に加入することとし、その経費は本人負担とします。なお、活動中の傷害保険等には必ず加入することとし、その経費は活動経費から支出することができます。

(5) その他

ア 活動に必要な経費については、予算の範囲内で市が負担します。

イ 生活に必要な経費については、個人負担となります。

ウ 活動について、疑義や問題が発生した場合は、協力隊員、関係部署、地域振興課等の関係の者で協議して対応します。

9 応募方法

(1) 申込期限 令和8年5月29日(金)

(2) 応募手続

ア 日田市地域おこし協力隊員応募用紙(レポートには応募した理由や抱負をお書きください)

イ 住民票の写し

(3) 提出先(以下の住所宛に郵送で提出してください)

〒877-8601

日田市田島2丁目6-1

日田市役所 地域振興課(件名:日田市地域おこし協力隊応募)

※ご提出いただいた個人情報は、地域おこし協力隊員の選考にのみ使用します。

10 審査方法

- (1) 第1次審査(書類審査) 審査結果を文書で郵送します。
- (2) 第2次審査(面接) 第1次審査合格者を対象に面接を行います。なお、第2次選考に係る現地までの交通費等は応募者の個人負担となります。

11 その他

- (1) 応募に関するお問い合わせは、電話又はメールでお問い合わせください。
- (2) ご応募又はご質問いただいた内容について、担当から連絡させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- (3) 日田市の各種情報については、日田市ホームページをご参照ください。
(URL:<https://www.city.hita.oita.jp/>)

〈問い合わせ先〉

日田市地域振興部 地域振興課 地域活動支援係(電話:0973-22-7515)

E-mail:machidukuri@city.hita.lg.jp